

22労働協約 第5回交渉**「賃金・諸手当」「出向」について交渉
基準昇給額と現等級経過年数を見直せ!**

◎「定期昇給額の基準昇給額と現等級経過年数を見直すこと」
新制度導入以降、昇級試験に合格せず基準昇給額100円で定期昇給が400円となっている社員がいる。また、1969年4月2日以降生まれの50歳を迎える社員は、基準昇給額100円乗数4となり400円となる。仕事に対するモチベーションの低下となるので見直しを求める。

◎「自動車・自転車通勤の駐車料金を通勤手当に組み込むこと」

自動車や自転車通勤者は、最寄りの駅周辺の駐車場・駐輪場を自己負担して通勤している。通勤手段によって自己負担増となっているので、駐車・駐輪場料金を通勤手当に組み込むこと。



◎「出向先の労働条件を改善すること」

会社は、出向先の労働条件は各企業の経営状況等に鑑みた上で、各企業が責任を持って決定すべきであると述べるが、出向元会社としてJR東海が労働条件改善や指導を積極的に行うことを求める。

職場三大要求の獲得めざして、みんなで議論し、みんなで行動しよう!

国 労 東 海 か べ 新 聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩